

広島県教育振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第十八号

### 広島県教育振興基金条例の一部を改正する条例

広島県教育振興基金条例（昭和五十七年広島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

#### （設置）

第一条 本県教育の振興及び充実を図ることを目的として、次に掲げる経費の財源に充てるため、広島県教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 一 県立学校の施設の整備に要する経費
- 二 図書館、公民館等の社会教育施設の図書その他の設備の整備等に要する経費
- 三 前二号に掲げるもののほか、県内の国立学校、公立学校及び私立学校における主体的に学び続ける児童及び生徒の育成のための教育活動の促進その他の基金の設置の目的を達成するために必要な施策に要する経費

第五条中「第一条の整備等に要する」を「第一条各号に掲げる」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。